

様式第三号によるものとする。

2 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関に登録されている子牛については、前項の規定にかかわらず、当該機関から交付されている登録証明書に様式第四号による印を押したものを、条例第六条第一項に規定する競り売り証明書又は評価証明書とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号 (第3条関係)

子牛特別取引承認申請書

職 氏 名 殿

子牛の特別取引の承認を受けたいので、鳥取県子牛公正取引条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□—□□

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

特別取引の対象となる子牛	品 種		
	名 前		
特別取引の時期	姓 別		
	生 年 月 日	年	月 日
特別取引をする理由	特 徴	父	
		母	
		血 統	
特別取引の時期			

様式第2号 (第4条関係)

子牛評価人選任 (解任) 届出書

職 氏 名 殿

子牛の評価人を選任 (解任) したので、鳥取県子牛公正取引条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

選任 (解任) した評価人	住 所			
	氏 名			
選任 (解任) 年月日	年	月	日	
選任 (解任) 後の評価人の総数	人			
摘 要				

備考 摘要の欄には、選任の場合にあつては選任された者の資格、経験等に関する事項を、解任の場合にあつてはその事由を記載すること。

様式第3号 (第5条関係)

子牛競り売り (評価) 証明書

下記のとおり子牛を競り売りに付した (評価した) ことを証明する。

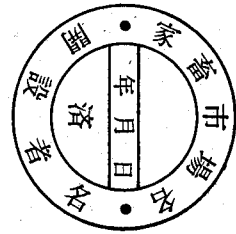
年 月 日

子牛市場開設者

記

子 牛	品 種			
	名 前			
	性 別			
	生 年 月 日	年	月	日
特 徴	父 母	父		
		母		
	血 統			
競り売り (評価) 場所				
競り売り (評価) 年月日	年	月	日	

様式第4号 (第5条関係)



- 備考
- 1 内側の円内の上部には、「屠り売り」又は「評面」と表示すること。
 - 2 直径は、3センチメートルとすること。

鳥取県種雄豚検査条例施行規則をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

鳥取県種雄豚検査条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県種雄豚検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期検査の実施手続)

第二条 知事は、定期に行う種雄豚検査（以下「定期検査」という。）を実施しようとするときは、その期日の二十日前までに、検査の期日、場所その他必要な事項を告示するものとする。

2 定期検査を受けようとする者は、その期日の七日前までに、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(臨時検査の実施手続)

第三条 定期検査を受けることができなかつた雄豚の飼養者は、臨時に行う種雄豚検査（以下「臨時検査」という。）の実施を知事に申請することが出来る。

2 前項の規定による申請は、様式第二号による申請書を提出してしなければならない。

3 知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めて臨時検査を実施しようとするときは、あらかじめ、検査の期日、場所その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(種雄豚検査の実施方法)

第四条 種雄豚検査は、種雄豚検査員二人以上により実施するものとする。この場合において、種雄豚検査員のうち少くとも一人は、獣医師とする。

(等級分類の方法)

第五条 条例第六条の規定による等級分類は、別に定める基準により、一級、二級及び三級に区分して行うものとする。

(耳標及び種雄豚証明書の様式)

第六条 条例第七条に規定する耳標及び種雄豚証明書は、それぞれ様式第

三号及び様式第四号によるものとする。

(種雄豚証明書の書換え交付)

第七条 種雄豚の飼養者は、種雄豚証明書の記載事項に変更を生じたときは、種雄豚証明書の書換え交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第五号による申請書を提出してしなければならない。

(種雄豚証明書等の再交付)

第八条 種雄豚の飼養者は、種雄豚証明書又は耳標を亡失しし、又は汚損したときは、種雄豚証明書の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第六号による申請書を提出してしなければならない。

(種付台帳及び種付証明書の様式)

第九条 条例第十二条第二項に規定する種付台帳は、様式第七号によるものとする。

2 条例第十二条第三項に規定する種付証明書は、様式第八号によるものとする。

(立入検査の実施方法)

第十条 第四条の規定は、条例第十四条第一項の検査について準用する。
(種雄豚検査員の身分証明書の様式)

第十一条 条例第十四条第二項に規定する証票は、様式第九号によるものとする。

(書類の經由等)

第十二条 この規則の規定により知事に提出する申請書は、正副二部とし、雄豚の飼養者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して提出しな

ければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(3)中「鳥取県種牡畜検査条例」を「鳥取県種雄豚検査条例」に改める。

様式第1号 (第2条関係)

定期検査申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿
定期検査を受けたいので、鳥取県種雄豚検査条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記 記

品 種	
名 前	(種第 号)
生 年 月 日	年 月 日
産 地	
血 統	父 母 (種繁殖肉第 号) (種繁殖肉第 号)

様式第2号 (第3条関係)

臨時検査申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏・名 殿
臨時検査を実施してくださるよう、鳥取県種雄豚検査条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記 記

申 請 理 由	
実施希望年月日	年 月 日
品 種	(種第 号)
名 前	
生 年 月 日	年 月 日
産 地	
血 統	父 母 (種繁殖肉第 号) (種繁殖肉第 号)

様式第5号（第7条関係）

種雄豚証明書書換え交付申請書

職 氏 名 殿

種雄豚証明書の書換えを受けたいので、鳥取県種雄豚検査条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

種雄豚証明書の番号	第	号
種雄豚の品種及び名前		
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
書換え交付を受けようとする理由		

様式第6号（第8条関係）

種雄豚証明書（耳標）再交付申請書

職 氏 名 殿

種雄豚証明書（耳標）の再交付を受けたいので、鳥取県種雄豚検査条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記

種雄豚証明書の番号	第	号
種雄豚の品種及び名前		
再交付を受けようとする理由		

様式第9号（第11条関係）

（表 面）

第 号

身 分 証 明 書

所 属 氏 名

年 月 日 生

職 業

年 月 日

職 氏 名 圖

印

真 字

上記の者は、鳥取県種雄豚検査条例第14条第1項の規定により、豚舎に立ち入り、質問又は検査をする場合、又は必要と認められる職員が、職員の職務を証明するに必要とする。

（裏 面）

鳥取県種雄豚検査条例（抜すい）

（立ち入り検査）

第14条 知事は、豚の改良増産を促進するため必要があると認めるときは、種雄豚検査員に豚舎に立ち入らせ、関係者に質問させ、又は必要な検査を行わせることができる。

2 種雄豚検査員は、前項の規定による立ち入り、質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、

かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

鳥取県飼料検定条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

鳥取県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

鳥取県飼料検定条例施行規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(3)を次のように改める。

(3) 削除